

矢巾町青少年健全育成町民会議青少年育成団体補助金交付事業 実施要項

1 目 的

当会議は、青少年の健全育成を担うべく町民からの会費のもと各種事業を展開しているが、他にも町内には多数の青少年育成団体等が活動している。それらの団体に対しての補助を行うことで活動の活性化を促し、青少年の健全育成に資することを目的とする。

2 実施期間

6月1日～3月10日

※会計処理の都合上、3月10日までに活動報告書（様式第4号）及び補助金交付請求書（様式第5号）を提出してください。

3 補助対象

町内の青少年育成団体等

4 補助金額

1団体につき、原則として年間10,000円を上限とする。

なお、上限額を超えての申請を希望する場合は、事前に協議を申し出ること。

5 補助対象経費

報償費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（保険料、郵送料等）、
使用料・賃借料・会議費など ※対象外経費：飲食費

6 申 請

下記書類を事務局宛て、提出すること。

【事業実施前】

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 概要書（様式第2号）※実施要項がある場合は添付すること
- ・ 収支予算書（任意の様式）

【事業実施後】

- ・ 活動実施報告書（様式第4号）
※収支報告も記載すること。別紙で収支決算書の提出でも可。
- ・ 補助金交付請求書（様式第5号）

7 審 査

会長の指名する役員をもって構成する審査会において審査する。

8 補助金の交付

審査会にて交付を決定し、交付決定通知書（様式第3号）で通知の上、補助金を交付する。

9 その他

当会議の予算の範囲内での補助となるため、年度途中で申請を打ち切る場合がある。